

4. 成績評価基準（2）別紙

- (1) 必修科目とされているものは、全て履修しなければならない。
- (2) 成績評価は、出席率、普段の授業態度、科目修了時の考査、確認テスト、提出課題、検定取得状況、大会成績等の資料によって総合的に評価する。
- (3) 考査試験（筆記、実技）については、60点以上を合格点とする。
出席については、80%以上の出席率の者に対して評価をする。
- (4) 各科目の成績は、100点満点で評価をする。
講義：考査（60%）、平常点（40%）
実技・実習：関心、意欲、態度、技能
※平常点は、学習意欲、理解度、出席率などをいう
※各科目の実情により、評価基準を変更し総合的に評価をする場合がある。
- (5) 成績評価はA、B、C、Dの4段階とする。
A（秀 80点以上） B（優 70点以上） C（良 60点以上） D（不可 60点未満）
- (6) 考査資格
出席、授業態度等に問題のある者は、評価考査の対象から除外される場合がある。
評価考査の対象から除外された者は、補講・課題を受講または提出し、認められた者のみが追試を受けることができる。
- (7) 公欠、傷病等のやむを得ない理由で受験できなかった場合には、所定の届け出（公欠届、診断書等）を提出することにより、原則として別途に試験を受けることができる。この場合は追試の規定を受けない。
- (8) 追試
 - ・ D評価の科目は追試を受けることができる。追試合格の科目は原則としてC評価となる。追試に合格しない者は科目不合格となる。
 - ・ 追試を受験する場合は、所定の申請用紙に記入の上、事務局に1科目2,000円試験料を納入しなければならない。未納の場合は、受験資格を失い不合格となる。
- (9) 認定試験
 - ・ 追試不合格者は認定試験を受けることができる。認定試験合格の科目は原則としてC評価となる。認定試験に合格しない者は科目不合格となる。
 - ・ 認定試験を受験する場合は、所定の申請用紙に記入の上、事務局に1科目4,000円の試験料を納入しなければならない。未納の場合は、受験資格を失い不合格となる。